

袋井市のキャラクター"フッピー"



袋井市役所 都市建設部 都市計画課

〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1

TEL 0538-44-3122(直通) FAX 0538-44-3145

http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp

川井西地区計画

建築物の建築、工作物(かき・柵、屋外広告物等)の建設、 外壁等の色の塗り替えをする場合は、着手する30日前まで に市に民出が必要です



に市に届出が必要です。 ■地区計画の目標と区域の				整備・開発及び保	全の方針)方針 令和2年3月16日決		
	名 称			川井西地区計画				
	位置			袋	井市川井、土橋	、堀越の各一部		
	面積			約39. 4ha				
区域	地〔	区 計	十画の目標	(都)国本木原線に 地域であることか 施設の集積を図る きた地区である。 このため本地区 基本目標に掲げ、 もに、地域産業と	Nら、このようた らとともに、沿道 では、「ものづ 幹線道路沿道の 住居が調和した	交通の利便性や な立地特性を活力 業務等の土地和 くりと住居が調 の業務機能をさら 土地利用の方針	も優位性が高い いしながら工業 利用が行われて 和したまち」を らに高めるとと 計と建築物の制	
の整備・開発及び保全の方	土地利用の方針			限など必要な事項を定め、良好な都市環境の形成と保全を図る。本地区の特性に応じ、地区を4つに区分しそれぞれの整備方針を次のように定める。・A地区(沿道業務地区)住宅地の居住環境に配慮しつつ、森町袋井インター通り線や国本木原線等の幹線道路沿いの利便性を活かした中で、沿道業務機能の集積を目指した土地利用の誘導と基盤整備を図る。・B地区(工業集積地区)地区施設に位置付ける南北幹線道路の整備を推進し利便性を高めることで、工場の操業環境の向上を目指すとともに、周辺環境に配慮した新たな工場等の立地の誘導を図るなど、工業地の集積を目指した土地利用の誘導を図る。・C地区(工住調和地区)地区内の工場の操業環境と住宅地の居住環境が調和した土地利用の誘導を図る。・D地区(工住調和地区)地区内の工場の操業環境と住宅地の居住環境が調和した土地利用の誘導を図る。・D地区(工商集積地区)地区施設に位置付ける南北幹線道路の整備を推進し利便性を高めるとともに、東名高速道路袋井インターチェンジ、国道1号バイパス等の交通の利便性を活かした中で、工場や商業施設等				
針	地区施設の整備方針			の集積を図る。 本地区の地区施設は、地区を南北に通る幹線道路と東西に通る補助幹線道路のそれぞれ1路線の整備をする。また、必要な区画道路の拡幅及び改良の整備をする。				
	建築物等の整備の方針			土地利用の方針に基づく地区区分に合わせ、建物の用途、最低敷地面積、高さの最高限度、壁面の後退及び垣又はさくの制限、建築物等の形態又は意匠の制限を加えることにより、工業、商業及び住居それぞれの環境保全と共存を図る。				
			区分	名 称	標準幅員	延長	備考	
備	配置及び規模地 区 施 設 の	路	幹線道路 補助神道道路 区画画道道路 区画画道道路 区画画道道路	南北幹線道路 川井36号線 川井34号線 堀越下35号線 川井木原線 川井35号線 川井37号線	12m 9 m 8 m 6 m 6 m	約960m 約530m 約420m 約400m 約530m 約530m 約200m		

新規道路

川井39号線

区画道路

区画道路

約80m

約210m

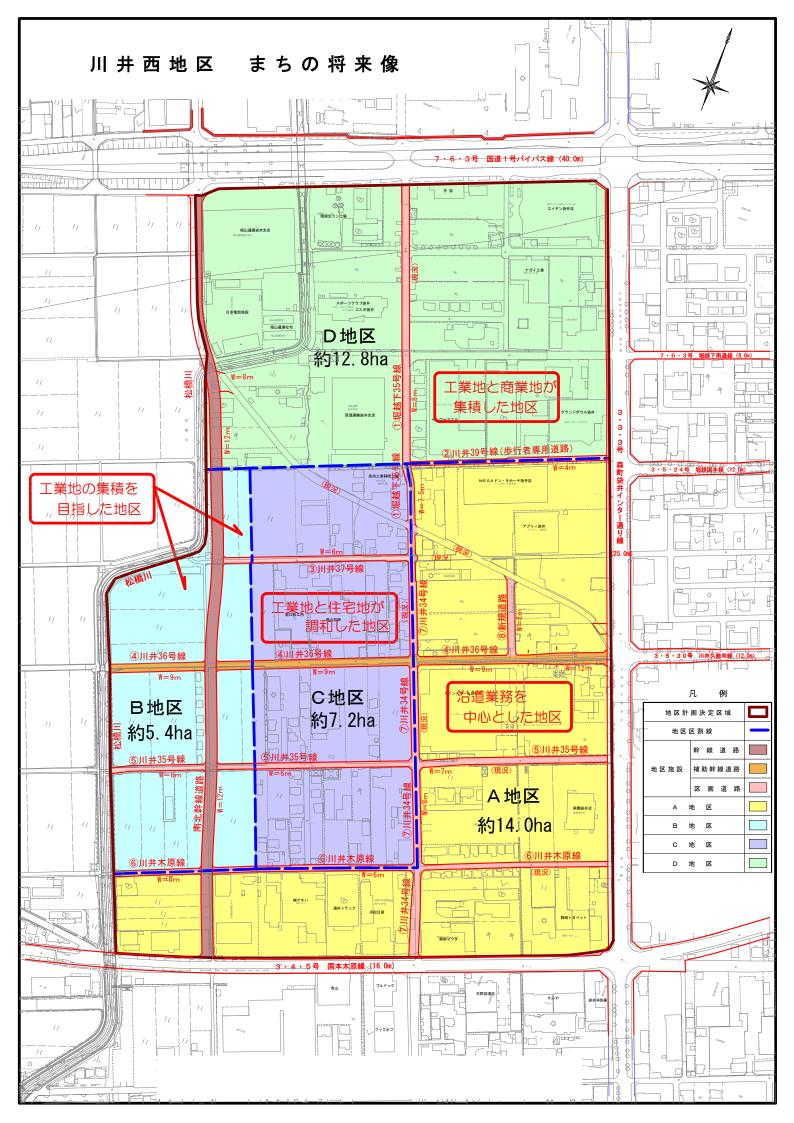
歩行者専用道路

8m

4m

		地区の	地区の名称	A地区 (沿道業務地区)	B地区 (工業集積地区)	〇地区 (工住調和地区)	D地区 (工商集積地区)		
		分	地区の面積	約14. Oha	約5.4ha	約7. 2 h a	約12.8ha		
地区整	建築物に関	建築物等の用途の制限		2. 工場(危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの及び危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがあるもの)3. 火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理施設(量がやや多いもの及び量が多いもの)	3. 寄宿舎(事業所と寄宿舎が一団の土地利用をされている場合は、建築可能)、下宿 4. 住宅で事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねるもの 5. 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設など 6. 保育所、診療所、一般公衆浴場 7. 神社、寺院、協会、公衆電話所など 8. 郵便局、地方公共団体の支庁舎、巡査派出所など	次の各号に該当する用途の建築物は建築してはならない。 1. 自動車教習所 2. 畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるもの) 3. 倉庫業を営む倉庫 4. ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 5. マージャン店、ぱちんこ店、射的場、勝馬投票券発売所など 6. カラオケボックスなど 7. 工場(危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがあるもの。ただし、金属の溶融・精錬(50㎏を超えるるつぼ・かまを使用)を除く) 8. 火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理施設(量がやや多いもの及び量が多いもの)	次の各号に該当する用途の建築物は建築してはならない。 1. 畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるもの。ただしペットホテルは建築可能) 2. 工場(危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがあるもの)		
備			物の敷地面積 最 低 限 度	200㎡(注1)	1, 000㎡ (注1)	200㎡ (注1)	200㎡(注1)		
	ਭ	建 築 最	物等の高さの 高 限 度		_	1 5 m	_		
<u></u> =+	る	壁面	の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、道路境界線(隅切り部分は除く)から1m以上離さなければならない。(注2) ただし、次の各号の一に該当するものはこの限りではない。 (1) 当該敷地の間口又は奥行きが10m以下のもの (2) 別棟の自動車車庫で延べ床面積が30㎡以下でかつ軒の高さが2.5m以下のもの (3) 別棟の物置で延べ床面積が10㎡以下でかつ軒の高さが2.5m以下のもの (4) 別棟の自転車置き場で延べ床面積が15㎡以下でかつ軒の高さが2.5m以下のもの					
	事		物の形態若しくは 匠 の 制 限		これに代わる柱などの色彩は、袋井市景観条例の定 広告物条例の定めるところによる。また、美観・風				
画	項		物の形態若しくは 匠 の 制 限			道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生け垣とする。ただし、次の各号の一に該当するものはこの限りではない。(1) 木又は竹製のもの(2) 平積の3分の1以上がフェンス、金網等で透視可能なもの(3) 門及び門の袖(左右それぞれの長さが2m以下のものに限る)(4) 地盤面(地盤面より道路面が高い場合は、道路面とする。)より0.6m以下のもの(コンクリート塀及びコンクリートブロック塀等)(5) 道路境界線から0.6m以上後退し、後退した敷地の部分に緑化を施したもの(高さ0.6mを超えるコンクリート塀及びコンクリートブロック塀を設置する場合)			
()> 4)	++"1 \		生のについてけ この[

- (注1) ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。 1 当該地区計画の決定告示の日に現存する敷地で、当該規定に不適合となった敷地について、その全部を一つの敷地として使用するもの。
 - 2 当該地区計画の決定告示の日以降、公共事業により当該規定に不適合となった敷地全部を一つの敷地として使用するもの。
 - 3 防災倉庫等これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの。
- (注2) 道路境界線とは、地区計画に定める道路計画線をいう。なお、地区計画で道路が拡幅されない箇所は、現況の道路境界線とする。
- (注3) 区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり



	地区計画区域の建築物の土な用述制限						
	用途地域と地区計	+Jh+ st	用途 地区の名称				
	建築物の区分	工業地域	A 地 区	B 地 区	C 地 区	D 地 区	備考
福祉・公益な	住宅	0	0	×	0	0	
		0	0	×	0	0	
	寄宿舎 下宿	0	0	Δ	0	0	△事業所と寄宿舎は 一団とした土地であること △下宿は不可
	L 住宅で事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねるもの	0	0	×	0	0	
		0	0	×	0	0	
		0	0	×	0	0	
		0	0	×	0	0	
	郵便局、地方公共団体の支庁舎、巡査派出所など	0	0	×	0	0	
豆又	税務署、警察署、保健所、消防署など	0	0	×	0	0	
	病院	×	×	×	×	×	
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	×	×	×	×	×	
施文 設教	大学、高専、専修学校など	×	×	×	×	×	
政狄	図書館等	0	0	×	0	0	
	店舗・飲食店(10,000㎡以下)	0	0	×	0	0	
商業	事務所	0	0	0	0	0	
•	旅館・ホテル	×	×	×	×	×	
業 務	自動車教習所	0	0	×	×	0	
施	 畜 舎 (床面積の合計が15㎡を超えるもの)	0	Δ	×	×	Δ	△ペットホテル
設	倉庫業を営む倉庫			0	×	0	は可
車車車車	単独車庫(300㎡以下で2階以下)	0	0	0	0	0	
	建築物附属自動車車庫 	0	0	0	0	0	
運				\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	×	0	
なが 設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	0	0	×			
ど施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場マージャン店、ぱちんこ店、射的場、勝馬投票券売場など	0	0	×	×	0	10,000㎡
ど 風俗							10,000㎡ 以下
ど (風俗	マージャン店、ぱちんこ店、射的場、勝馬投票券売場など	0	0	×	×	0	
ど施設 風	マージャン店、ぱちんこ店、射的場、勝馬投票券売場など カラオケボックスなど	0	0	×	×	0	
ど など 施設 風俗営業 集	マージャン店、ぱちんこ店、射的場、勝馬投票券売場など カラオケボックスなど キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど	0 0 ×	0 0 ×	× ×	×	0 0 X	
ど など 施設 風俗営業 集	マージャン店、ぱちんこ店、射的場、勝馬投票券売場など カラオケボックスなど キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど 個室付浴場業の公衆浴場など	0 0 × × ×	0 0 × ×	× × ×	× × ×	0 0 × ×	
ど など 施設 風俗営業 集	マージャン店、ぱちんこ店、射的場、勝馬投票券売場など カラオケボックスなど キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど 個室付浴場業の公衆浴場など 劇場、映画館、演芸場、観劇場など パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、畳屋、建具屋、自転車店等 作業場の床面積	O	0 0 × ×	× × ×	× × ×	0 0 × × ×	
ど など 施設 施設 風俗営業 集会	マージャン店、ぱちんこ店、射的場、勝馬投票券売場など カラオケボックスなど キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど 個室付浴場業の公衆浴場など 劇場、映画館、演芸場、観劇場など パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、畳屋、建具屋、自転車店等 作業場の床面積 所以内(原動機制限)	O O X X X X X O O	0 0 × × ×	× × × ×	X X X X	0 0 X X X	
ど など 施設 施設 風俗営業 集会	マージャン店、ぱちんこ店、射的場、勝馬投票券売場など カラオケボックスなど キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど 個室付浴場業の公衆浴場など 劇場、映画館、演芸場、観劇場など パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、畳屋、建具屋、自転車店等 作業場の床面積 所以内 (原動機制限) 危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの 危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの	O O X X X X X O O O	0 0 X X X 0	× × × × 0	× × × × × O O	0 0 X X X O	
ど 風俗	マージャン店、ぱちんこ店、射的場、勝馬投票券売場など カラオケボックスなど キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど 個室付浴場業の公衆浴場など 劇場、映画館、演芸場、観劇場など パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、畳屋、建具屋、自転車店等 作業場の床面積 ㎡以内(原動機制限) 危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの 危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの	O O X X X X O O O O	0 0 X X X 0 0	× × × × 0 0	X X X X O O	0 0 X X X O 0	以下 △金属の溶融・精銀 (50 以を越えるる
ど など 施設 工場な施設 風俗営業 集会 工場な	マージャン店、ぱちんこ店、射的場、勝馬投票券売場など カラオケボックスなど キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど 個室付浴場業の公衆浴場など 劇場、映画館、演芸場、観劇場など パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、畳屋、建具屋、自転車店等 作業場の床面積	0 0 0 × × × × 0 0	0 0 × × × 0 0	× × × × 0 0	× × × × × O O O O	0 0 0 X X X 0 0	以下
ど など 施設 工場など 上地段	マージャン店、ぱちんこ店、射的場、勝馬投票券売場など カラオケボックスなど キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど 個室付浴場業の公衆浴場など 劇場、映画館、演芸場、観劇場など パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、畳屋、建具屋、自転車店等 作業場の床面積 所以内(原動機制限) 危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの 危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの 危険性や環境を悪化させるおそれがかか多いもの 危険性や環境を悪化させるおそれがかわるいもの	0 0 0 X X X X 0 0 0	0 0 × × × 0 0 0 × ×	X X X X O O O	х х х х о о о	0 0 0 X X X 0 0 0	以下 公金属の溶融・精銀 (50 ki を越えるる つぼ・かまを使用)
ど など 施設 工場など 危険施設 風俗営業 集会 工場など 危険	マージャン店、ぱちんこ店、射的場、勝馬投票券売場など カラオケボックスなど キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど 個室付浴場業の公衆浴場など 劇場、映画館、演芸場、観劇場など パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、畳屋、建具屋、自転車店等 作業場の床面積	0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 X X X O O O X X	× × × × × 0 0 0 × 0 0	х х х х о о о	0 0 0 X X 0 0 0	以下 公金属の溶融・精銀 (50 ki を越えるる つぼ・かまを使用)
ど など 施設 工場など 危険塩施設 風俗営業 集会	マージャン店、ぱちんこ店、射的場、勝馬投票券売場など カラオケボックスなど キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど 個室付浴場業の公衆浴場など 劇場、映画館、演芸場、観劇場など パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、畳屋、建具屋、自転車店等 作業場の床面積 所以内(原動機制限) 危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの 危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの 危険性や環境を悪化させるおそれがかか多いもの 危険性や環境を悪化させるおそれがかわるいもの	0 0 0 X X X X 0 0 0 0	0 0 × × × 0 0 0 × × 0 0	X X X X X O O O O	х х х х о о о о	0 0 0 X X 0 0 0	以下 △金属の溶融・精錫 (50 ki を越えるる) つぼ・かまを使用)

 \bigcirc : 建築できる \triangle : 条件付きで建築できる \bigcirc : 原則として建築できない